

## 北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2008 年 6 月 20 日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 060-0002  
住 所 札幌市中央区北2条西7丁目

電 話 番 号 011-251-3897

評 価 機 関 名 北海道社会福祉協議会

認 証 番 号 第08-008号

代 表 者 氏 名 会長 三宅浩次

下記のとおり評価を行ったので報告します。

## 記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	成 澤 哲 雄	組織・福祉	A-025
	(2)	坂 上 智 之	福祉	B-012・060009
	(3)	堀 君 子	福祉	B-064
	(4)	坂 本 豊	福祉	B-060196
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	光の子保育園			
運営法人名称	社会福祉法人陽光福祉会			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2008 年 3 月 24 日	～	2008 年 5 月 2 日	
利用者調査実施時期	2008 年 1 月 25 日	～	2008 年 3 月 3 日	
訪問調査日	2008 年 4 月 17 日			
評価合議日	2008 年 5 月 16 日			
評価結果報告日	2008 年 6 月 20 日			
評価結果の公表について事業所の同意の有無		<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし		
※評価結果の公表について事業所が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

②事業者情報

名称：社会福祉法人 陽光福祉会 光の子保育園	種別：保育所
代表者氏名：園長 秦 紀正	定員（利用人数）： 60名
所在地：〒062-0054 札幌市豊平区月寒4条9丁目1番11号	TEL 011-851-1855

③事業者の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

1. 理念の明確化とPDCAの取り組み

園の社会的存在理由や信条を明らかにする理念が明確化され、職員はもとより保護者にも周知がなされていることは評価できます。また、理念に基づき園長がリーダーシップを存分に発揮し、そして職員が一丸となり、自ら提供する保育サービスの全てに渡って、園内外の数々の会議・研修や保護者との懇談会を積上げ、一体となった途切れることのない継続的な目標設定、モニターと評価に至るPDCAサイクルは、子どもの最善の利益を第一義に考えた取り組みとして大きく評価されます。さらに、今回の第三者評価においても、園内に独自の実行委員会を組織・検討され、一連の過程を細部に至るまで各職員・職種が縦断あるいは横断的に取り組まれた真摯な姿勢についても評価に値します。今後の取り組みにも大いに期待します。

2. 地域との交流と連携、社会資源の明確化

園児が社会経験を積む買い物やポスター掲示などの取り組みは、地域へと園児が一步を踏み出す、そして地域が園を意識する取り組みとして評価できます。双方向的に地域が園を理解する取り組みとしての夏祭りや、子育て支援による相談事業の実施や関係機関との連携によるニーズ把握、その基本となる「駆け込み寺」の姿勢についても評価できます。地域との双方向的な関係にあるのは、園が示す「地域の安全」、「ふれあい」などの6区分を園が必要とする社会資源として明確に位置づけ、連携が確保されているためと考えられ、事業所によっては社会資源が明確になっていないことも多い中で、構築された社会資源の一層の拡充にも期待が持たれます。

3. 園児の安全を確保するための徹底した取り組み

園児の安全を確保するために、各種マニュアルを整備するとともに、玄関の他、7台のテレビカメラが不審者侵入予防のために設置、警備会社との連携、シグナルタワーなどの警報装置が整備されております。また、園庭の石は職員が総出で定期的に除去を行うとともに、園独自の裸足保育実践過程の中で、トイレで入り口にマットを酸性水にて消毒する等、恒常的に衛生面にも配慮がなされております。

4. 共に育て合う保育「共育て」の実践

家庭と保育園が連携を図り、信頼関係を構築し同じ、方向性を見出しながら保護者と一緒に子育てに取り組む「共育て」を実践されております。期別保育計画もこの「共育て」の観点から、保育園・家庭のそれぞれに目標を立てて定期的に経過や実施状況の確認をし、評価や計画の見直しが次回の指導計画策定に反映されています。特に、個別指導計画は一人ひとり詳細に記載されており、職員の熱意と姿勢が感じ取れ大きく評価できます。

◇改善を求められる点

書面調査・訪問調査により明らかになった園の取り組みや姿勢について、要改善点はあまり見当たりませんが、評価基準等に基づき、気づいた点を列挙させていただき、今後の取り組みに期待したいと思っております。

1. 経営状況の把握(外部監査の実施について)

道や市による行政主体の監査は実施されていますが、外部監査は実施されておりません。評価基準の考え方とポイントに添った上で、社会福祉法人審査基準では、努力義務ではありますが、事業規模により頻度は異なるものの「外部評価の活用など法人運営の透明性の確保のための取り組みを行うことが望ましい」とされており、今後、外部監査や公認会計士の導入を検討されてはいかがでしょうか。

2. 保育のための環境整備(ハード面)

(1) 乳児保育のための環境整備

園では規程人数より多い保育士が一人ひとりに合わせた保育を行っており、加湿器・湿温計や冷暖房設備も整っています。しかし、建物の構造状というハード面の問題もあり難しい課題かもしれませんが、採光や換気の面から将来の展望として乳児室の環境整備計画の取り組みを望みたいと思います。

(2) 保護者が相談や意見を述べやすい環境整備

園では苦情解決規程が定められ、苦情解決の仕組みが確立しているとともに、入所時に苦情の対応について要綱を配布し十分な説明がなされており、苦情や意見については、メールや手紙の相談のほか、玄関に赤いポストを設置して対応しております。しかし、ポストの設置場所が目につきやすいことから、投函しやすさへの配慮を検討されると、さらに活用が活性化されると考えられます。

⑤ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価制度が始まって間もなくの平成16年、当時、国の評価機関であった「全国保育士養成協議会」の診断を受けたのに続き、今回が二回目の受診でした。  
当保育園は「保護者との共育」を基本テーマとして、日々の保育に当たっておりますが、このような高い評価を頂いたのは、一緒に「共育」に取り組んで下さっている、お父さん、お母さん方のお力によるものと、心から感謝致しております。  
今回の受診を機に、職員一同、人間愛に満ち溢れた暖かな保育園を目指して、更なる精進を重ねてまいります。

⑥ 評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

## 北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 20 年 3 月 1 日

経営主体 (法人名)	社会福祉法人 陽光福祉会		
事業所名 (施設名)	光の子保育園	種別	保育所
所在地	〒 062-0054 札幌市豊平区月寒東4条9丁目1-11		
電 話	011-851-1855		
F A X	011-851-2105		
E-mail	<a href="mailto:info@hikarinoko.jp">info@hikarinoko.jp</a>		
U R L	<a href="http://www.hikarinoko.jp">http://www.hikarinoko.jp</a>		
施設長氏名	園長 秦 紀正		
調査対応ご担当者	秦 紀正 (所属、職名：光の子保育園 園長 )		
利用定員	60 名	開設年	昭和 58 年 3 月 1 日
理念・基本方針：			
<p>○心と体の健やかな子</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心できる環境の中で心身とも元気な子どもを育てる</li> <li>・友達を大切にする子ども</li> <li>・よく見て、よく考える子ども</li> </ul>			
開所時間 (通所施設のみ)	7 : 00より19 : 00迄		

**【本来事業に併設して行っている事業】**

(例) 身体障害者施設における通所事業 (定員〇名)

なし

【利用者の状況に関する事項】（平成 20 年 3 月 1日現在にてご記入ください）

○年齢構成（保育所の場合）

6ヶ月未満	6ヶ月～1歳3ヶ月未満	1歳3ヶ月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
1名	4名	7名	16名	10名	12名
5歳児	6歳児	合計			
16名	9名	75名			

○障害等の状況

- ・身体障害（障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
視覚障害	名	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

- ・知的障害（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	1名	名

- ・精神障害（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

【職員の状況に関する事項】（平成20年3月1日現在にてご記入ください）

○職員配置の状況

	総数	施設長	事務員	主任指導員	指導員
常勤	名	1名	1名	名	名
非常勤	名	名	名	名	名
	主任介護職員	介護職員	保育士	看護職	OT、PT、ST
常勤	名	名	16名	名	名
非常勤	名	名	名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	1名	名	2名	名	1名
非常勤	名	名	名	名	名

※高齢者福祉サービスでは「指導員」を「（生活・支援）相談員」と読み替えてください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名（名）
介護福祉士	名（名）
保育士	16名（名）
栄養士	1名（名）
	名（名）

（非常勤職員の有資格者数は（ ）に記入）

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	595.68	m <sup>2</sup>
(2) 園庭面積	891.90	m <sup>2</sup>
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園(300平米ぐらい)に行つて外遊びを行っている。	
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	昭和	58年
(5) 改築年	平成	16年

### 【ボランティア等の受け入れに関する事項】

- ・平成 19年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

8人

- ・ボランティアの業務

行事の役のお手伝い（サンタクロース、豆まきの鬼）  
餅つきのお手伝い（餅つき、お餅づくり）  
雪かきのお手伝い

### 【実習生の受け入れ】

- ・平成 19年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士	0人
介護福祉士	0人
その他	6人

### 【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

- ・苦情処理規定の作成
- ・赤いポスト（ご意見箱）の設置
- ・クラス懇談、個人面談の実施
- ・相談、面談の随時受け付け
- ・ホームページの開設
- ・送迎時の保育士との連絡及び連絡帳

### 【その他特記事項】

- ・障がい児保育・一時保育・延長保育を行っている

# 評価細目の第三者評価結果（保育所）

## 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

### Ⅰ－１ 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ－１－（１） 理念、基本方針が確立されている。		
Ⅰ－１－（１）－① 理念が明文化されている。	a	保育所保育指針に基づき、理念が「入園のしおり」や「事業計画」に明文化されている。また、園では「障害者福祉の父」とも呼ばれ、障害のある「この子ら」の存在そのものが世を明るくする光であり、その光に気づく人々を増やすのが自分たちの仕事であるとの信念を貫いた故・糸賀一雄氏に深く感銘を受けた園の先代理事長が園創設に合わせて「光」を園名に刻み、園の社会的存在理由や信条ともなっている。
Ⅰ－１－（１）－② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a	パンフレットや広報誌に理念が明文化されているとともに、理念を具体化した「心と体の健やかな子」を基本方針とし、園が目指す保育の方向性を定めている。また、理念を基とした散文詩もつくられ、それが園の保育哲学になっている。
Ⅰ－１－（２） 理念、基本方針が周知されている。		
Ⅰ－１－（２）－① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a	常勤・非常勤あるいは保育士・栄養士等の職種を問わず、新規職員の面接時には、必ず理念・基本方針の説明を行っているとともに、職員会議や各種行事などの際には取り上げ常に振り返り周知徹底を行っている。また、事業計画には理念を具現化する園の子ども像として「心と体の健やかな子」並びに保育目標を記載している。
Ⅰ－１－（２）－② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a	入園の際の面接時や保護者説明会等の機会を通して、理念や基本方針の周知をパンフレットとともにやっている。また、送迎の際の登園札に隣接して理念が掲げられ必ず目にする事ができるとともに、家族アンケートの回答からも読み取ることができる。さらに、園児については、基本方針を盛り込みわかりやすく園長が作詞を担当した園歌「ひかりのこ」を行事の機会などで園児が歌う取り組みもやっている。

### Ⅰ－２ 計画の策定

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ－２－（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ－２－（１）－① 中・長期計画が策定されている。	a	園では、保育サービスの更なる充実のため、数年後に控えた園舎改築による事業所整備や保育園用地の取得など、役員とも共通認識を持つなど計画策定がされている。また、将来的な認定こども園への参入も視野に入れ、情報収集を行っている。
Ⅰ－２－（１）－② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a	中・長期計画を踏まえ、保育所施設整備積立が単年度計画へ反映させているとともに、保育用地取得や人件費の積立など、計画が遂行されている。
Ⅰ－２－（２） 計画が適切に策定されている。		
Ⅰ－２－（２）－① 計画の策定が組織的に行われている。	a	計画策定は、一連の過程が一部の職員だけで行われることなく、園長が全職員との面談や自己申告で計画への意見を把握するとともに、保護者に対しては、年３回のクラス懇談や個人懇談、父母の会時の要望や日々の連絡帳等で汲み上げ反映に努めている。
Ⅰ－２－（２）－② 計画が職員や利用者等に周知されている。	a	年間の事業計画は、職員会議等で内容説明を行い周知している。保護者に対しては正面玄関に表示しているとともにホームページに入園進級式や運動会、地域保育開放園の様子を画像を添付し、広く公開している。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a	園長は、年頭所感をはじめ、月1回の全体職員会議で「保育を取り巻く最近の情勢」と題して、講義を行い職員への状況周知に努めるとともに、常日頃から役割と責任を表明している。また、園便りの執筆を園長が担当し、月毎の行事と園の取り組み状況について保護者にわかりやすく明示している。
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	園長及び副園長が福祉経営研究会や園長研修会、保育所長セミナー等の研修会に参加している。また、国や道から通知のあった各種規定や法令の改定については、迅速に改正を行い明文化して職員にフィードバックしている。
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	a	園長及び副園長は、私立保育所連合会の「保育園としての保育のあり方」や日本保育協会主催の研修会や勉強会に積極的に参加し、情報交換に努めて園の保育の質の現状について定期的かつ継続的な評価・分析を行っている。また、毎月の職員会議で情報を共有し、常に問題提起と改善に向けて指導力を発揮している。
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	a	園独自に早朝・遅出の時間帯にパート雇用を行うなどのワークシェアリング方式を導入して、職員個々の労働時間が過剰にならない、人員配置を行い働きやすい環境づくりに努めている。また、職員会議で効果的な保育のあり方などを話し合い共通認識を持つ取り組みを行っている。

評価対象II 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 経営環境の変化等適切に対応している。		
II-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a	園では、少子化に伴い年齢別園児の入園把握は極めて重要なことと捉え、潜在的なデータ把握を市の担当者と密接に連携を図り、把握に取組み計画的な運営に活かしている。また、地域での福祉ニーズ把握の一環として、ホームページ開設によるメール相談や電話相談も行っている。
II-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	a	園長の経営ノウハウを基に、毎月定期的に、財務状況の分析を行い「人件費」「事務費」「事業費」の各費目毎の進捗状況及び支出状況の把握を行い、職員会議に提示し職員に周知している。また、総収入における人件費は70%をボーダーラインとする一方、園児に必要な保育材料等の支出については、出来る限り配慮している。
II-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	c	行政主体の監査は実施されているが、外部監査は実施されていない。社会福祉法人審査基準では、事業規模により頻度は異なるものの「外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取り組みを行うことが望ましい」とされているので、外部監査や、公認会計士の導入も検討される。

II-2 人材の確保・養成

	第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a	保育の質の向上と障がい児保育・一時保育・延長保育等の多様な保育サービスを行うため、国の基準を上回る保育士を採用している。また、限られた運営費収入の中、給与規程の改定を行うなど、人材確保に努めている。
II-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	b	園では、退職者・病欠者等の要素の他に客観的基準は策定されていないが、園長や主任等の人事の評価を重ねて、特に成績優秀と評価した職員については、給与面での優遇措置を行うなどの取り組みを行っている。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a	早朝・遅出の時間帯にパート雇用や臨時保育士を確保するなどのワークシェアリング方式を導入して、職員個々の労働時間が過剰にならない、休暇が取得しやすいように配慮している。また、就業時間後の職員会議への職員の出席に際し、残業代を別途支給している。職員の意向を把握する取り組みとしては、園として個人面談を実施している。
II-2-(2)-② 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	a	職員共済会に加入している。また、全職員に対し、一般内科検診のほか、保育士や栄養士の特殊検診（腰痛検診）を年1回ずつ実施しており、特に、腰痛には細心の注意を払い、症状の状況をチェックし発症の可能性のある職員には年2回の検査を受診できるように配慮している。さらに、新年会や懇親会などの親睦の機会を多く設けるとともに、職員組織の親睦会に行政と協議の上、一定額の助成を行っている。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a	保育士の質の向上が大きく求められている中で、園では事業計画に特に、地域における乳幼児の子育て支援や子育て相談に十分対応できるケースワーカー的能力を兼ね備えた保育士が重要不可欠であると具体的に明記され、道内外研修計画を策定している。
II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	a	新任保育士研修などをはじめ、乳幼児、障がい児、給食、調理員研修など各種研修会へ職員一人当たり年3回～4回参加している。研修は職員の担当業務や適正、面談時の希望を加味し、個人ごとに副園長と主任が年度当初に策定している。また、全職員を対象として園長が保育を取り巻く最近の情勢の講義を行うOJTも実施されている。
II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a	職員が研修会終了後には、研修レポートの提出を義務付けており、園長は必ずレポートに目を通し、評価とコメントを付して返却するとともに、職員会議における研修結果報告やレポートの回覧を行い個人だけではなく、全職員へのフィードバックを図っている。また、毎年12月に職員に研修希望調査を行い、次年度の研修計画に反映させている。
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	a	実習生は、区内6校から受入を行っており、園長が事前オリエンテーションを行い、その取り組みや姿勢への理解を深める取り組みを実施しているとともに、マニュアルが整備されている。また、職員に対しては受入についての意義や方針を明確に示しているとともに、保護者については実習生受入の1か月前に周知を行っている。
II-2-(4)-② 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	a	園のノウハウを活かし、実習時間を保育士と同じシフトに設定するとともに、各年齢のクラスについて保育の経験ができるよう日数の配分も行っている。実習では、保護者が容易に認識できるよう実習生の呼称を「お兄さん」「お姉さん」と職員等が呼ぶことにも心掛けている。また、部分実習のほか、園児に対する必要な保育のポイントを整理し、自身が保育の流れをイメージ・振り返りを行う指導案についての実習を取り入れ、指導経験ができるようなプログラムが組まれている。実習終了前には園長をはじめ各職員が実習生に自らの経験に基づいた助言や感想を述べフィードバックを行っている。

II-3 安全管理

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。		
II-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など、利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a	園の玄関のほか、内外に7台のテレビカメラが設置され、警備会社とも契約を行っている。比較的目標が届きにくい園裏側には不審者侵入防止のため、高い塀を築くなど対策が講じられている。また、事故や避難マニュアルが整備され、万が一に備えての月1回の地震や火災を想定して避難訓練の実施しているほか、感染症や嘔吐などに対するマニュアルも整備され、職員会議で改善点を話し合い、適宜改定を行っている。

<p>II-3-(1)-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。</p>	<p>a</p>	<p>園児の安全確保のために、園庭の石は職員総出で除去し、遊具の状態の点検も定期的に行っている。ヒヤリハットインシデント報告書が整備され、園として事故箇所やケガなどを集計・把握しチェックポイントとして反映させている。また、園独自の裸足保育実践の中で、トイレ使用の際は、手洗いの指導の徹底はもとより、酸性水に浸けたマットを出入口に用意している。今後、園内の収納棚等の角の形状を丸みをおびたものとする対策も望まれる。</p>
--	----------	--

II-4 地域との交流と連携

	<p>第三者評価結果</p>	<p>コメント</p>
<p>II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		
<p>II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。</p>	<p>a</p>	<p>毎年開催の園の夏祭りには、園児達が地域に出てポスター貼りを行っている。民生委員や学校関係者等にも案内をし、地域住民等の参加も含め500人規模の中で交流を深めている。小・中学校の授業の一環として保育体験の受入も行っている。また、園児の社会体験の一環として、近郊のスーパーマーケットの理解と協力を得て実際にレジで金銭を出し買い物を行う独自の取り組みも行われている。</p>
<p>II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。</p>	<p>a</p>	<p>月1回園外の子どもやその保護者に対し、「園庭で遊ぶ」「ミニ運動会」などで園開放を行い園児や保育士と一緒に過ごす機会に取り組んでいる。その際、保護者に対して一緒に遊ぶ中で、子育てのヒントを見つけたり育児の悩みを相談できる子育て相談として機能している。園開放は、園のホームページで活動日を画像付きで紹介しているとともに、スーパーマーケットや児童会館等にもポスター掲示を行っている。</p>
<p>II-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。</p>	<p>b</p>	<p>ボランティア受入マニュアルが整備され、成人や中高生を中心に園の餅つき会や雪かきなどで受入を行っている。また、年1回の500人規模の夏祭りには保護者のほか、園への納入業者なども積極的にボランティアとして参加している。なお、園ではボランティアの受入は頻回では無いため、受入の方針が必ずしも全職員に周知されていない部分もある。</p>
<p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
<p>II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。</p>	<p>a</p>	<p>「地域の安全」「ふれあい」「セキュリティ」「地域子育て支援」「子どもの健康管理」「子どもの安全」の6区分を地域のネットワークづくりとしており、例として「地域の安全」では警察による週1回の園周辺の巡回や避難訓練の際の通報訓練など、園が必要な社会資源を明確にしている。また、ホームページにも掲載し、社会資源と園との双方向的な関係も示している。</p>
<p>II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a</p>	<p>必要な社会資源を6つに明確化し、さらに必要に応じて児童相談所や保健センターと連携を図っている。また、障害児保育に関しては、市の障害担当や医師とネットワーク会議の開催も行っている。</p>
<p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。</p>		
<p>II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。</p>	<p>a</p>	<p>子育てに悩む保護者を対象とした園開放による相談事業やホームページ上でのメール相談や電話相談、民生委員や児童館との連携により、ニーズ把握に努めている。特に、一時保育に関する問い合わせも多く、「駆け込み寺」という基本姿勢で可能な限り対応している。また、玄関に苦情処理の一環として赤いポスト（ご意見箱）を設置し、保護者からの意見に対応している。</p>
<p>II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>園では特に問い合わせが多い一時保育をはじめ、延長保育や障がい児保育を行っているとともに、ホームページを活用してのメール相談や電話での相談に随時行っている。また、小学校への引継ぎ支援も行っているほか、卒園後の保護者に対しても、継続的に関わりを持ち支援している。児童館が園の近郊にあり、卒園後の保護者の待ち合わせ場所としても園が活用されている。</p>

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-（1） 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-（1）-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	a	保護者との信頼関係を深め、保護者と一緒に育てていく、保育についての基本姿勢が明示されている。毎週、グループごとに指導計画について打ち合わせを行い、保育の実施状況を確認し、同時に共通理解の場になっている。
Ⅲ-1-（1）-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a	プライバシー保護に関して、職員会議で取り決めが周知されている。プライバシーに関する書類は、事務室に保管し持ち出し禁止となっている。実際のサービス提供場面でも、一人ひとりのプライバシーに配慮していることが伺われる。
Ⅲ-1-（2） 利用者満足の向上に務めている。		
Ⅲ-1-（2）-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	a	保護者との面談を重視して、連携を強化している。父母会、懇談会で意見交換を行い、日常的には送迎時の対応や連絡帳を用いて、保護者の意向を確認している。
Ⅲ-1-（2）-② 利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	a	保護者の要望などについては、職員会議で協議、検討し、指導計画に反映させている。保護者や、地域のニーズを踏まえて、一時保育、延長保育を行っている。
Ⅲ-1-（3） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-（3）-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a	担当職員だけでなく、どの職員にでも相談できることを明示している。相談できるスペースは園の2階に用意されている。メールや手紙など、色々な形で意見を出せるようにしている。なお、意見箱は玄関の正面に設置しているが、設置場所が人目につきやすく、投函しやすいへの配慮も検討されるとさらに良くなると考えられる。
Ⅲ-1-（3）-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a	苦情解決規程が定められ、苦情解決の仕組みが確立しているとともに、入所時に、苦情の対応について要綱を配布して説明している。また、意見箱の横に、苦情の対応について掲示し、周知されている。第三者委員会が設置されている。
Ⅲ-1-（3）-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a	苦情についてゼロ件である。保護者とのコミュニケーションの活性化を目的として、要綱など取り決めが整備されている。対応手順、記録方法など、詳細に定められており、迅速に対応できる体制が整えられている。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-（1） 質の向上に向けた組織的な取り組みが組織的に行われている。		
Ⅲ-2-（1）-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a	サービスの質の向上を目的として、職員会議や検討委員会で行っている。平成16年に外部評価を受審し、今回は二度目の外部評価であるが、その間もサービスの質の向上に努め、職員全員で評価について学習を深め、自己評価を行っている。
Ⅲ-2-（1）-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	a	全職員で自己評価を行い、課題を抽出している。抽出された課題は、職員会議や検討委員会で検討している。
Ⅲ-2-（1）-③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	a	抽出された課題については、職員会議や検討委員会と協議し、改善可能なものは、迅速に対応している。また、指導計画の中で計画的に改善している。

Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-① 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a	保育計画に基づいて作られる保育園全体の各年齢ごとの指導計画は、策定時から職員間で共有され、日常の保育の標準的な実施方法となっている。
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	指導計画及び各種マニュアルは、職員会議やスタッフ会議で定期的に見直しを行っている。
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a	保育の実施状況の記録は、個別かつ適切に記録されている。変更箇所があれば、職員会議で伝達され、関係する職員に周知されている。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	個人情報保護の取り決めについて、玄関に掲示し、保護者にも周知されているとともに、文書管理責任者、文書保存年限が決められている。また、守秘義務の遵守を職員に周知しており、個人の情報に関しては、外部に情報が流出することを防止する目的で、全て手書きとしデータ化していない。
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a	ケース会議、クラス打ち合わせなどで、一人ひとりの状況について説明し、情報が共有化されている。個人の記録は、いつでも閲覧できる状態になっており、引継ぎを確実にしている。また、たてわり保育、よこわり保育を行い、全体の状況を把握できる仕組みがある。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a	パンフレットやホームページで、保育目標や保育方針、保育園の特徴を詳しく情報を提供している。いつでも見学対応や体験利用に応じている。
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a	パンフレット、入園のしおり、葉の説明書などを使用して、どの保護者にも同じ手順と内容で説明している。慣らし保育については、絵を使いわかりやすい書類を提示して説明している。
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	保育園を卒園する前に、入学予定の小学校に行き、子どもの状況を伝え学校生活が円滑になるよう配慮している。転居等により保育所を移る場合には、利用中の様子を保護者に伝達し、サービスの継続性に配慮している。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a	事前調査表、児童票などの統一した用紙で、身体状況や生活状況の情報を収集し、利用開始後の保育の様子について、スタッフ間で話し合い、アセスメントを行っている。また、保護者の意向を計画に反映させている。
Ⅲ-4-(1)-② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	a	毎週、日常の保育の様子について、スタッフ間で情報交換を行っている。本人の状態や家庭の状況について話し合いを行い、課題を明確にしている。個別指導計画の中で課題が示されている。

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	a	理念に基づき、年間、期別、月・週の計画が立案されている。各計画書は詳細な内容で文書化され整理されている。
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	毎週、日々の記録から確認したり、サービスの実施状況を、話し合いで評価を行っている。さらに、見直しが必要な部分については、会議において協議し、随時見直しをしている。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 子どもの発達援助

	第三者評価結果	コメント
1-(1) 発達援助の基本		
A-1-(1)-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	a	保育計画は発達段階に即して過程がわかりやすく体系化されており、園と保護者の協力の基に「共育」をキーワードに同じ方向性を持って子育てを行っている。また、地域や専門機関と連携した“子育て支援システム”も確立されている。
A-1-(1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	a	定期的なカリキュラム会議で指導計画の見直しが行われている。特に、個別指導状況が詳細に記載されており、評価・反省は次回の計画策定に反映されている。
1-(2) 健康管理・食事		
A-1-(2)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a	園独自の健康マニュアルがあり、登園時の視診やチェック表で個々の子どもの健康状態が把握できている。また、チェック表は回覧され全職員に周知徹底されている。
A-1-(2)-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a	健康診断の結果は各クラス担任が個別に保護者に伝え、質問等は文章にて報告されている。診断記録は一人ひとりの成長の過程を解りやすく折れ線グラフで記載したり保管・管理も確立している。
A-1-(2)-③ 歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a	診断結果は個別に書面で保護者に伝達されている。食後のうがい励行や、歯に関する絵本の読み聞かせ等で保育にも反映されている。
A-1-(2)-④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	a	感染症に関するマニュアルがあり、職員研修にも積極的に参加し職員全員の周知は基より、保護者にも伝言版で報告され、全員が状況を把握できる仕組みになっている。
A-1-(2)-⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a	子どもの発達状況や「食育」上の観点に配慮しながら食事を楽しむことができるように、園庭で野菜を育てたり、苦手な食材も食べられるように形を工夫したり、テーブルクロスや音楽を流して落ち着いて食べられる環境づくりなど、意欲的な取組みが感じとれる。また、調理室は対面式になっており子どもが配膳や後片付けに参加できるように配慮している。
A-1-(2)-⑥ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	嗜好調査や残菜調査が個別に記録されている。季節感のある行事食や手作りおやつを多く取り入れ発達状況に応じて食器の材質や形に配慮したり、栄養士は食事の状況把握に努め、一人ひとりの体調に考慮した調理の工夫もされている。
A-1-(2)-⑦ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a	毎月「献立表」と「給食だより」を発行している。子どもに人気のレシピを入り口やホームページで提示し、サンプルの展示・保育参観の試食などで保護者に保育所で提供する食事に関心を促している。離乳食は一人ひとり献立票をつくり発育期にある子どもの食事の重要性を保護者に伝えている。

<p>A-1-（2）-⑧ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>園児個別のアレルギー対応に関する医師の診断書・意見書の指示に従い保護者と栄養士が連携をとりながら除去食を提供している。除去食は間違わないようプレートに名前をつけたり、調理にも工夫して他の子どもとの相違に配慮している。</p>
<p>1-（3） 保育環境</p>		
<p>A-1-（3）-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	<p>a</p>	<p>保育室は加湿器・湿度計があり、採光や通風、換気にも配慮している。寝具の消毒や乾燥は定期的に行われ、砂場や遊具も衛生面に配慮されている。子どもの安全確保の為にマニュアルがあり施設整備・遊具も定期的に点検されている。</p>
<p>A-1-（3）-② 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。</p>	<p>a</p>	<p>一人ひとりの子どもがくつろいで落ち着けるように、午睡時には音楽を流しカーテンの色や採光に配慮し、季節感を感じる室内装飾や園庭・屋外では自然と関われるような場所も確保されている。</p>
<p>1-（4） 保育内容</p>		
<p>A-1-（4）-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。</p>	<p>a</p>	<p>極め細かい個別記録があり定期的な職員会議等で子どもへの配慮や対応について経過にそった継続的な検討がなされている。一人ひとりの情報を共有しながら保育が実践されている。</p>
<p>A-1-（4）-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの発達状況や個人差に考慮して園の保育基本方針でもある「共育」の考えの基に保護者と連携を取りながら無理なく生活習慣が身につくように配慮されている。</p>
<p>A-1-（4）-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>遊具は子どもの取り出しやすい場所に設置され、発達段階に即した遊具や木を素材にした玩具を多く取り入れている。また、窓ガラスは玩具が当たっても壊れない構造になっている。絵本コーナーは自由に利用でき貸し出しも行っている。</p>
<p>A-1-（4）-④ 身近な自然や社会とかかわれるような取り組みがなされている。</p>	<p>a</p>	<p>散歩や園庭の畑づくりで自然とふれあいながら命の大切さを学び、近隣の高齢者施設・児童会館の訪問や公共交通機関を利用した社会体験などで自然に社会習慣やマナーが身についていくような指導計画が立てられている。夏まつりなど園の行事を通して地域の人たちとの交流も図られている。</p>
<p>A-1-（4）-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>心の教育の一環として絵本の読み聞かせに積極的に取り組んでいる。年長組は「和太鼓」を習い運動会で披露したり設定保育の中で作られた作品は毎年テーマを決めて生活発表会の場で展示したり、様々な活動や体験から子どもの成長の様子が保護者に解るような取り組みが行われている。</p>
<p>A-1-（4）-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>園の保育形態の特徴として、たてわり保育（3歳からの異年齢保育）の中で異年齢の子ども同士のかわりや遊びを通して思いやりの気持ちや社会的ルールが身についていくように人間関係を育てる指導計画が取組まれている。</p>
<p>A-1-（4）-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの権利擁護に関する研修会に積極的に参加し職員会議等で保育士全員に周知されている。保育の中で衝突が起きた場合は、一人ひとりの気持ちや発言を受け止め解決を導くような姿勢で取り組み、また、心身の状況・家庭環境・生活背景の違いに対しても特に配慮すると言うことではなく、自然に集団生活に浸透できるような配慮の方法が取られている。</p>
<p>A-1-（4）-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>日常保育の中で性差への先入観を持たないように対応している。年間行事に於いても家庭環境等を配慮した取り組みを行っている。</p>
<p>A-1-（4）-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>b</p>	<p>クラスだよりに一人ひとりの顔写真を掲載したり保護者に配布する「指導のポイント」もイラスト入りで解りやすく記載されている。ベランダで外気浴をしたり担当保育者も規定より多くゆったりとした雰囲気の中で保育が行われているが、できれば部屋の採光や換気・設置場所など環境面で今後の配慮を望みたい。</p>

A-1-(4)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	職員間の引継ぎや保護者との連携が適切に行われており、子どもの状況もチェック表で全職員に申し送りされている。全園児の約半数が該当児なので保育内容も創意工夫をし変化を持たせて対応している。
A-1-(4)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	障がい保育に関する研修に参加し研修内容は全職員に周知されている。また、専門機関と連携を取りながら適切な助言や指導のもとに障がい児を受け入れているが、園の方針としては特に障がい児という意識を持たずひとりの個性として受け入れ、園全体で見守り・助け合う姿勢で臨んでいる。

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
2-(1) 入所児童の保護者の育児支援		
A-2-(1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	a	入所時は慣らし保育（一週間位）で徐々に集団生活になじむ過程が取られており「子育て」の保育方針から保護者との連携を密に送迎時の対話や連絡帳・電話相談・メール相談などで、随時個別に相談を受付けている。積極的に子育て支援も行っている。
A-2-(1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	a	入所時の児童票やオリエンテーションで家庭の状況を把握し記述内容は職員会議等で周知伝達され、会議録・園日誌・保育日誌・懇談記録・申し送り記録などで職員間で引継ぎや情報の共有が確立されている。
A-2-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	a	懇談会や保育参観で子どもの発達状況を話し合い確認する場や、年間行事の中で保護者も参加できるプログラムを作ったり相互理解を深める為の機会が設けられている。
A-2-(1)-④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	a	虐待に関するマニュアルがあり研修会にも参加して認識の共有を図っている。園ではヒヤリ・ハットを活用し早期発見に努め、疑いがある場合は速やかに園長へ届く体制が整っている。
A-2-(1)-⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	a	虐待に関して職員間でも勉強会を設け、保護者や子どもへの対応についても学んでいる。また、疑いのある事例を発見した場合は虐待防止協力者として関係機関への通報などネットワークシステムが確立している。
2-(2) 一時保育		
A-2-(2)-① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	a	一時保育の預かり時にはアセスメントをしっかり行い、職員間で情報を共有している。通常保育の中で過ごすことで不安が軽減できるように配慮されている。必要時には子育て相談にも応じている。

A-3 安全・事故防止

	第三者評価結果	コメント
3-(1) 安全・事故防止		
A-3-(1)-① 調理場、水回りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	a	マニュアルに基づき衛生管理に努めている。調理場の出入りは特定の職員しか認めていない。入り口や配膳台には網戸を設置し開放時間を極力抑え、食材や食器の洗浄には全てオゾン水を使用している。裸足保育の為トイレ入り口には消毒マット（1日3回取替）を敷いて対応している。
A-3-(1)-② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	b	食中毒発生時に対応できるマニュアルがあり防止策や対応方法の取組み、研修にも参加し食中毒警報時には各クラス通報・伝達され衛生面への配慮も行っているが、今後、全職員にも周知徹底できるような改善策を望みたい。

<p>A-3-(1)-③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>園独自の事故チェック表が3種類（事故の状況によって分けられている）あり、事故事例をもとに検討や反省が随時行われている。園の対応としては①事故が起こった場合はすぐ病院へいく、②遊具の安全を点検表でチェックし危険な場所は職員が必ず周知しておくなど具体的な取組もと、子ども達に対する安全教育も定期的に行っている。</p>
<p>A-3-(1)-④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。</p>	<p>a</p>	<p>事故・災害に関するマニュアルが整備され、職員全員に周知している。「自衛消防組織」が編成されており担当者や仕事の内容も詳細に決められている。毎月の避難訓練も子どもに不安を与えないように迅速に行われ、定期的な見直しも行われている。</p>
<p>A-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。</p>	<p>a</p>	<p>不審者侵入訓練も定期的に行われている。さすまた・目つぶし・こん棒などの用具使用訓練も同時に行われ、職員全員が実施できる状態が確保されている。クラス担当保育士は笛や防犯ベル（園のシグナルタワーが鳴り警察・消防へ連絡）を常に携帯している。</p>